二十一

所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松字真砂山四番三十三
区域	茨城県那珂郡東海村大字照沼及び大字村松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十六度二十六分五十二秒、東経百四十度三十五分四十一秒の点 二　北緯三十六度二十六分三十九秒、東経百四十度三十五分三十二秒の点 三　北緯三十六度二十六分三十秒、東経百四十度三十五分三十二秒の点 四　北緯三十六度二十六分二十三秒、東経百四十度三十五分四十五秒の点 五　北緯三十六度二十六分六秒、東経百四十度三十五分三十九秒の点 六　北緯三十六度二十五分五十一秒、東経百四十度三十五分四十六秒の点 七　北緯三十六度二十五分四十三秒、東経百四十度三十五分四十六秒の点 八　北緯三十六度二十五分三十六秒、東経百四十度三十五分五十三秒の点 九　北緯三十六度二十五分三十四秒、東経百四十度三十六分十八秒の点 十　北緯三十六度二十五分四十三秒、東経百四十度三十六分三十秒の点 十一　北緯三十六度二十六分二十四秒、東経百四十度三十六分三十六秒の点 十二　北緯三十六度二十六分三十三秒、東経百四十度三十六分三十四秒の点 十三　北緯三十六度二十六分五十二秒、東経百四十度三十五分五十二秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供する。

二十二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究開発センター

所在地	茨城県東茨城郡大洗町成田町四千二番地
区域	茨城県東茨城郡大洗町成田町及び鉾田市上釜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十六度十六分三十九秒、東経百四十度三十二分四十九秒の点 二　北緯三十六度十六分二十七秒、東経百四十度三十二分三十七秒の点 三　北緯三十六度十六分二十二秒、東経百四十度三十二分三十七秒の点 四　北緯三十六度十六分六秒、東経百四十度三十二分二十三秒の点 五　北緯三十六度十五分四十六秒、東経百四十度三十二分三十一秒の点 六　北緯三十六度十五分三十六秒、東経百四十度三十二分三十二秒の点 七　北緯三十六度十五分二十四秒、東経百四十度三十三分十三秒の点 八　北緯三十六度十五分二十一秒、東経百四十度三十二分五十五秒の点 九　北緯三十六度十五分四十四秒、東経百四十度三十三分三十七秒の点 十　北緯三十六度十六分十七秒、東経百四十度三十三分三十四秒の点 十一　北緯三十六度十六分三十四秒、東経百四十度三十三分三十秒の点 十二　北緯三十六度十六分三十七秒、東経百四十度三十三分二十秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び茨城県警察本部に備え置いて縦覧に供する。

○総務省告示第二百二十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

総務省の庁舎

総務大臣　山本　早苗

対象施設の敷地	東京都千代田区
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）
		霞が関二丁目一番から三番まで、霞が関二丁目、霞が関三丁目一番並びに永田町一丁目一番及び二番
備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供する。 二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

○総務省告示第二百二十九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項の規定に基づく指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十三日

総務大臣　山本　早苗

第六項中「、サービス制御局及びサービス制御統括局」を削る。

第七項を削る。

第八項を第七項とする。

第九項中「又は手動による通信」を削り、同項を第八項とする。

第十項を第九項とする。